

# 新潟県食中毒対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食中毒処理要領（昭和39年7月13日 環発第214号 最終改正 平成31年3月29日）に基づき、食中毒発生時の対策に関し、必要な事項について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 食中毒発生時の対策は、迅速かつ的確に行うことにより、速やかにその発生機序を明らかにして、健康被害の拡大防止と事故の再発予防を図るとともに県民の食品衛生に対する信頼を確保することを基本方針とする。

(食中毒発生時の対応)

第3条 食中毒若しくはその疑いのある事例が発生した場合は、別に定める新潟県食中毒処理マニュアルに基づいて対応するものとする。

(対策本部の設置又は解散)

第4条 次の食中毒（以下「対象食中毒」という。）が発生した場合であって、福祉保健部長が必要と認めたときは、新潟県食中毒対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- (1) 患者の発生が広域にわたり、かつ、患者数が500人を超えることが予想される大規模な集団食中毒が発生した場合
- (2) 発生状況が特異的で、高度の原因究明や複雑な措置を必要とする食中毒が発生した場合

2 対策本部は、福祉保健部長が対象食中毒の処理が完了したと認めるときに解散する。

(対策本部の構成)

第5条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は福祉保健部長の職にある者を、副本部長は福祉保健部副部長の職にある者を、本部員は生活衛生課長、地域医療政策課長、感染症対策・薬務課長の職にある者及び対象食中毒発生施設等を所管する事務所の県職員であって本部長が指名する者をもって充てる。

(対策本部の事務)

第6条 対策本部の組織及び所掌事務は、別表のとおりとする。

- 2 本部長は、必要に応じて対策本部内に原因究明専門家会議を設置するものとする。

(現地本部の設置)

第7条 本部長は、対象食中毒が発生した現地において、特に必要があると認めるときは、現地本部を設置するものとする。

- 2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。
- 3 現地本部長及び現地本部員は本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(緊急連絡網の整備)

第8条 保健所長は、夜間、休日、祭日及び勤務時間外に発生した食中毒（疑い）の届出の受入体制を整備し、緊急連絡網を整備するものとする。

- 2 県生活衛生課は、年度当初に緊急連絡網を整備するものとする。

(器材の整備)

第9条 保健所長は、調査及び検査に使用するための用紙類、器具並びに器材類を常に使用できる状態で保管するものとする。

(職員の研修)

第10条 保健所長は、食中毒発生時における迅速かつ的確な調査を行うため、職員の技能、資質向上のため、各種研修会等に職員を計画的に参加させるものとする。

附 則

この要綱は平成10年1月16日から施行する。

この要綱は平成21年4月 1日から施行する。

この要綱は令和 3年4月 1日から施行する。

別 表

新潟県食中毒対策本部組織編成表

本 部 長 福祉保健部長

副 本 部 長 福祉保健部副部長

本 部 員

担 当	職	所 掌 事 務
本部事務局 調整	生活衛生課長	1 対策本部及び現地本部に関すること。 2 対象食中毒の調査・処理の調整に関すること。 3 報道機関及び地域住民への情報提供に関する こと。 4 関係機関との連絡調整に関すること。
医療・検査対策	地域医療政策課長	1 医師会等医療関係団体への協力要請に関する こと。 2 保健所等に医療機関情報を提供すること。 3 保健所等の検査体制を確保すること。
薬事対策	感染症対策・薬務課長	1 薬剤師会、医薬品卸組合等への協力要請に関す ること。
二次感染防止対策		1 二次感染防止に関すること。
対 策 支 援	(関係課長)	1 食中毒処理の支援に関すること。 2 本部長の命による事務に関すること。

現地本部長 本部長が指名する者

現地本部員 本部長が指名する者